

【重要】緊急事態宣言に伴う対応について

緊急事態宣言再発令に伴い、令和3年1月8日（金）から令和3年2月7日（日）までの間、一部利用中止等の対応をいたします。

誠に申し訳ありませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

● 貸切利用（団体利用）

貸切利用（団体利用）は、利用日が2月7日（日曜日）までの新規予約を中止します。ただし、午後8時までの予約済みの利用については、感染防止対策を徹底した上で利用可とします。

● 個人利用（一般公開・一般公開教室）

個人利用（一般公開・一般公開教室）は、2月7日（日曜日）まで全て中止します。

● 施設が実施する教室等

施設が実施する教室等は、2月7日（日曜日）まで原則中止します。ただし、午後8時までの募集制教室など事前申込済みの事業については、感染防止対策を徹底した上で実施します。

随時募集については、中止いたします。2月8日以降に再開します。

● 利用日が2月7日（日曜日）までのキャンセル

利用日が2月7日（日曜日）までのキャンセルについては、ペナルティ免除、使用料・利用料金の全額還付の対応とします。

● 利用予約（団体利用予約）

予約については、2月8日以降に実施します。

※ 今後の状況によっては、対応が変更になる可能性があります。